相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋二丁目三六番地、最後の住所東京都板橋区南常盤台二丁目一九番九―一〇五号　被相続人　亡　小澤　哲久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市夏狩二〇八三番地、最後の住所山梨県富士吉田市上吉田五一番地上宿団地二五―三　被相続人　亡　髙山　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

山梨県富士吉田市下吉田一七六六番地六

相続財産管理人　司法書士　瀧口　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字戸倉二一八七番地三、最後の住所長野県千曲市大字戸倉二一二九番地二　被相続人　亡　竹内　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所長野県千曲市大字粟佐一二九五番地七

相続財産管理人　和田　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区深江南二丁目三一番地、最後の住所長野県千曲市大字上山田五六〇番地三　被相続人　亡　槌永　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所長野県千曲市大字粟佐一二九五番地七

相続財産管理人　和田　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

岐阜県岐阜市白山町二丁目八番地、最後の住所岐阜県瑞穂市馬場上光町三丁目一一九番地　被相続人　亡　愛敬　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所岐阜市司町三八番地酒造会館二階

弁護士法人小出栗山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**鍬口　崇**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市泉一七番地の二、最後の住所静岡県熱海市泉一七番地の二ネオサミット湯河原三〇三号　被相続人　亡　佐藤　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル三〇八号室　関谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関谷　巖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区葵二丁目一一〇三番地、最後の住所愛知県尾張旭市印場元町四丁目五番地二一　被相続人　亡　大谷　錬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号第一六ＫＴビル六階まどか総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西森由紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西宇和郡保内町川之石六番耕地二三番地の内乙、最後の住所大阪府富田林市東板持町一丁目三番三三号　被相続人　亡　兵頭　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁目一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区日置荘西町五丁三〇二番地、最後の住所大阪府富田林市藤沢台一丁目二番一一号　被相続人　亡　塚本　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁目一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市鍛治屋町一八番地、最後の住所兵庫県明石市太寺二丁目九番一一号野沢号　被相続人　亡　鍛冶　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

兵庫県明石市魚住町錦が丘三丁目二一番地の一

相続財産管理人　司法書士　宮本　一義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市市原町二二八番地一、最後の住所兵庫県西脇市前島町二六〇番地の一楽寿園　被相続人　亡　藤井　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

神戸市中央区明石町四八番地　神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字初瀬七八四番地、最後の住所奈良県桜井市大字初瀬四六一五番地　被相続人　亡　藤井　公

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

事務所奈良県天理市川原城町六三〇番地　東川ビル二〇三号室　フジイ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　茂久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市浜坂六丁目二番二〇号　被相続人　亡　小椋　節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

鳥取市西町一丁目一〇四番地

相続財産管理人　司法書士　中本　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字加来九〇〇番地二、最後の住所大分県中津市大字加来九〇〇番地の二の二　被相続人　亡　藤本　敬介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十二日

大分市城崎町三丁目三番一六号エグゼグリーンヒル城崎一一〇一

相続財産管理人　足達　哲莞